

社会福祉法人箱根町社会福祉協議会
求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止に関する行動指針

令和8年8月1日

1. 目 的

社会福祉法人下箱根町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、採用活動において、求職者の人格と尊厳を尊重し、公正かつ安心して求職活動を行うことができる環境を確保することが重要であると考えています。求職活動等におけるセクシュアルハラスメントは、事業主が雇用する労働者による性的な言動により求職者等の求職活動が阻害されるものです。本会は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの防止を図るため、次のとおり行動指針を定めます。

2. セクシュアルハラスメントの禁止

本会は、採用面接、説明会、インターンシップ、実習生受入その他採用活動に関するすべての場面において、求職者等に対する性的な言動により不快感を与え、人格を侵害する行為を許しません。

本会は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る性的な言動を行った者については、就業規程に基づき厳正に対処をします。

本会は、この指針を職員及び求職者等に周知、啓発し、相談窓口を定め、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの防止に取り組みます。

3. 対象となる行為

求職者等に対する次のような言動は、セクシュアルハラスメントに該当するおそれがあるため行いません。

- (1) 性的な内容を含む質問や発言
- (2) 容姿、身体、交際関係等に関する不必要な質問
- (3) 食事や私的な関係を執拗に求める言動
- (4) 不必要な身体接触
- (5) 性的な言動に対する拒否や抗議を理由とした不利益な取扱い
- (6) その他求職者の人格や尊厳を侵害するおそれのある言動

4. 採用活動に関する職員の責務

採用活動に関与する役員及び職員は、求職者の人格と尊厳を尊重し、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの防止に十分配慮するとともに、公正かつ適切な採用活動を行います。

5. 相談への対応

本会は、求職者等からセクシュアルハラスメントに関する相談があった場合には、事

実関係を確認のうえ、適切かつ迅速に対応します。

6. 不利益な取扱いの禁止

相談の申出、事実関係の確認への協力、その他求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する対応を行ったことを理由として、求職者等に対して不利益な取扱いを行うことはありません。

7. 再発防止

本会は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの未然防止及び再発防止のため、採用活動に関与する職員への周知及び必要な研修等を実施します。

8. 基本姿勢

本会は、すべての求職者が安心して応募できる公正な採用環境の確保に取り組んでいます。

9. 相談窓口

【窓口担当】 総務係人事担当

【連絡先】 TEL 0460-85-9000 FAX 0460-85-6888

附 則

この指針は、令和8年8月1日より施行する。